

発行 鹿児島市建設局都市計画部
吉野区画整理課
TEL(設計係)099(244)2114
(工事補償係)099(244)4931

区画整理だより

吉野第二地区 第8号



換地設計業務

皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和3年度に行った主な事業内容につきましては次のとおりです。

皆様の宅地について、土地評価基準及び換地設計基準等に基づき、仮換地(案)を作成しました。

小宅地等対策事業

令和元年度から、小宅地等対策用地を確保するため、土地売却を希望する権利者を募り、土地の先行買収を進めて参りましたが、事業に必要な土地の買収が完了しました。

ご協力いただいた権利者の皆様、ありがとうございました。
市が買収を行った土地については、左の写真のように看板を設置しております。
これらの土地についてお気づきの点がございましたら設計係までご連絡ください。

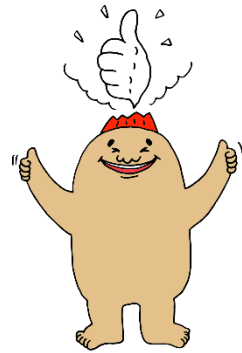


用途地域見直し及び地区計画の都市計画決定

令和3年12月24日に、吉野第二地区の用途地域の見直し(左図)及び地区計画(左下図)について都市計画決定しました。

詳細はホームページをご覧ください。

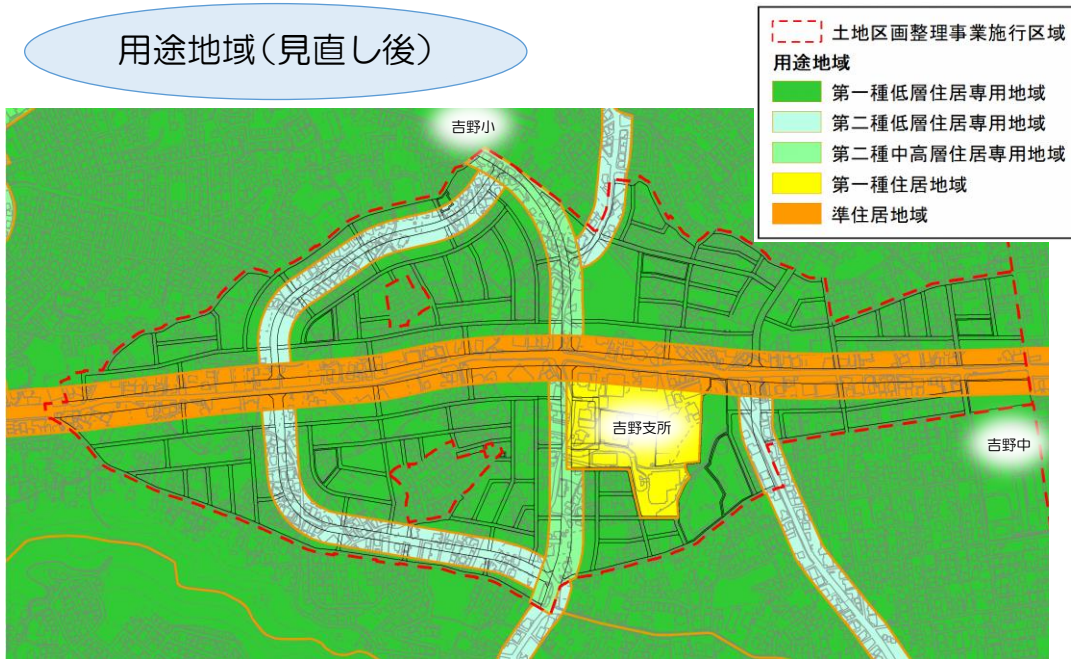
(左記QRコード参照)



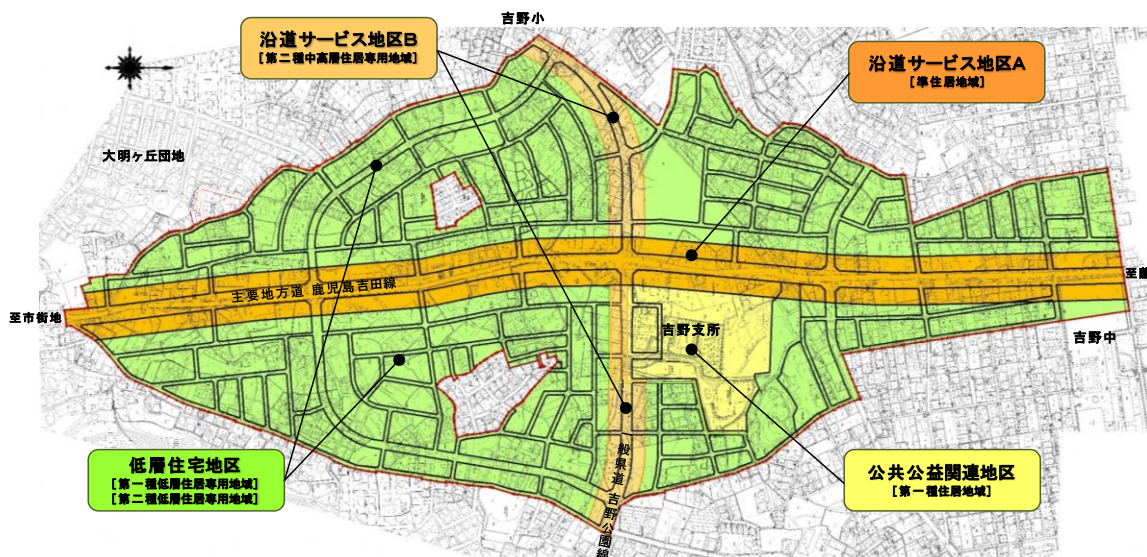
ホームページQR



用途地域(見直し後)



地区計画

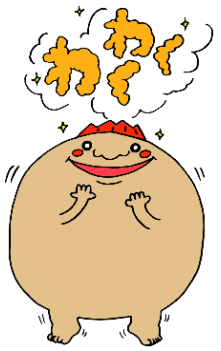


- 沿道サービス地区A** 沿道型の商業・業務系を主体とした適正な土地利用の誘導を図ります。
- 公共公益関連地区** 公共公益施設を主体とした地域の生活拠点としての適正な土地利用の誘導を図ります。
- 沿道サービス地区B** 良好な居住環境を有する中高層住宅や日常の利便性に配慮した店舗等の誘導を図ります。
- 低層住宅地区** 低層住宅地として良好な居住環境の形成を図ります。

吉野第二地区で次の行為をおこなう際は、土地区画整理法第76条の許可申請とは別に、事前に、都市計画課等への届出や許可申請が必要になります。
・建築物の建築または工作物の建設
・建築物等の用途の変更
・建築物等の形態または意匠の変更
・土地の区画、形質の変更(切土、盛土、土地の造成など)
用途地域や地区計画に関するお問い合わせは、左記の部署へお願いいたします。
鹿児島市都市計画課
(099-216-1378)

令和4年度の事業概要

審議会を開催します



令和3年度に作成した仮換地(案)の精査及び修正等を行い、土地区画整理法第88条に基づいて、地区内の公園を除く115街区すべての仮換地(案)を審議会へ諮問いたします。

審議会委員は、関係者の皆さんの中から選ばれた代表および学識経験者により構成されています。

施工計画を作成します

施工計画とは、建物移転や道路築造などの工事を行う範囲やその順序を定めるもので、雨水排水計画などの条件を考慮した上で、効率的に事業を進めるために作成します。

仮換地(案)の供覧を行います

令和5年3月に仮換地(案)及び施工計画を権利者の方々に告示いたします。

供覧後には、仮換地(案)に対する権利者の方々のご意見や、施工計画を踏まえ、令和5年度以降順次、権利者の方々と個別に協議を行いながら、仮換地(案)を調整し、仮換地指定を行います。

今後とも引き続き、吉野第一地区土地区画整理事業への理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

みなさまへのお願い

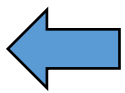
事業の進捗状況等につきまして、今後も「区画整理だより」でお知らせしてまいります。
また、次のような事項がありましたら、吉野区画整理課(設計係)まで届出、又は申請をお願いします。

届出

- ・土地の売却や相続等により、登記名義人が変わった場合(変更後の登記簿謄本をご準備ください)
- ・分筆等を行った場合
- ・転居等により住所を変更した場合

申請

- ・建築行為等を行う場合



建築物・その他の工作物の**新築、増改築等を行う場合**や重量が5トンを超える物件の設置又は堆積を行う場合、土地区画整理法第76条の許可申請が必要です。その許可にあたっては、容易に移転し、又は除却し得る構造とすることや、**移転補償費の支払い額が70%以内等の条件**が付けられます。

各種届出・申請書は吉野区画整理課でお渡ししています。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページQR



登記情報提供サービスから取得した「登記情報」の取扱いについて

土地の名義人が変わったときに提出していただく「所有権移転届出書」については法務局で取得した「登記簿謄本」の写しの添付をお願いしておりますが、令和4年4月から、「登記簿謄本」の写しの添付に代えて、**登記情報提供サービス**から取得した照会番号が記載された「登記情報」の添付でも可となりました。

〈登記情報提供サービスとは〉

法務局が保有する登記情報をインターネットを利用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。詳細につきましては、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

※添付書類として利用する場合は、照会番号の取得も忘れずをお願いします。

※既に他の申請に使用した照会番号は使用できないため、照会番号は申請ごとに取得してください。

※取得した照会番号には有効期限(照会番号を取得した日の翌日から100日間)がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

鹿児島市建設局都市計画部

吉野区画整理課設計係

〒892-0871

鹿児島市吉野町2916番地

電話：099-244-2114

FAX：099-244-2292

E-Mail：ynoku-sekkei

@city.kagoshima.lg.jp